

国の責任による３５人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

平成２３年国会において、小学校１年生に３５人学級を導入する義務教育標準法の改正が成立したが、それ以降国の３５人学級はすすんでいない。

長野県では平成２５年度に３５人学級を中学校３年生まで拡大し、小中学校全学年で３５人学級となったが、財政的負担は大きく、いじめや不登校など多様化する学校現場に対応し、教員が子どもと向き合い、ゆきとどいた授業をするためには少人数学級は欠かせない。

また、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

- 1 国の責任において計画的に３５人学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年６月２５日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

飯山市議会議長 洪川 芳三